

学校いじめ防止基本方針

北海道札幌高等養護学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校や自殺につながるなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は、学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの理解

- ア 生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。
- イ 多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒として巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応することが必要。
- ウ 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することが大切。（ただし、情報を共有し、対応することが必要）。
- エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
- オ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛に至っていない場合も、いじめと同様に判断する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(4) いじめの構造と動機

- ア いじめの構造
いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。
- イ いじめの動機
いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）
 - ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
 - ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
 - ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
 - ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
 - ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
 - ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
 - ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(5) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。
悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、

命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等。

(6) 特に配慮が必要な生徒（例）

- ア 発達障がいを含む障がいのある生徒
- イ 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える生徒。
- ウ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国につながる生徒。
- エ 東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している生徒。

(7) 教職員の責務

- ア 生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしなずけることの内容に努める
- イ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校が定めた方針等に沿って記録するとともに速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応に繋げる。
- ウ 「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り抜く。
- エ 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- オ 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、適切に対応できる力を身に付ける。

(8) 保護者の責務

- ア 生徒に家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- イ 生徒の発達段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- ウ 日頃から家庭において、会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに学校や関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- エ いじめ問題の対応に当たっていじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、問題の解決に努める。
- オ 生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、心情を十分に理解し、対応するよう努める。
- カ 生徒がいじめを行った場合には、行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように、見守り支える。

(9) いじめの解消

- ア いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

・・・別紙1

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制。
※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

・・・別紙2

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組。
※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、互いを認め合う豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 授業の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ 学校生活、寄宿舎生活の中での人間関係の形成

(3) 教育相談の充実

面談の定期的実施（支援相談部とも連携）

(4) 人権教育の充実

人権意識の高揚

(5) 情報教育の充実

携帯電話の使い方等の講習会の実施

(6) 保護者・地域との連携

いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知、情報の共有

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) 日常の観察

ア いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

・・・別紙3

イ 教室・家庭でのサイン

・・・別紙4

(3) 相談体制の整備

ア 相談窓口の設置・周知

イ 相談週間の実施（5月、7月、12月）

(4) 定期的調査の実施

アンケートの実施（6月、10月→道教委。7月、12月→学校独自）

(5) 情報の共有

ア 報告経路の明示・報告の徹底

イ 職員会議等での情報共有

ウ 要配慮生徒の実態把握

エ 入学、進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

(2) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(3) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(4) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

ア 自分の問題として捉えさせる。

イ 相手等への影響を考えて円滑にコミュニケーションを図ろうとするなど、望ましい人間関係づくりに努める。

ウ 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら課題を克服するように努める。

エ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(5) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- ア 教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- イ 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- エ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、メール、LINE等で特定の生徒の誹謗中傷を行ったり、不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし、社会的信用をおとしめる行為をする・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ア 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り、ルール作り
- イ 情報教育の充実
 - ・HRでの指導における情報モラル教育の充実
 - ・ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- イ 不当な書き込みへの対処

8 重大事態への対応

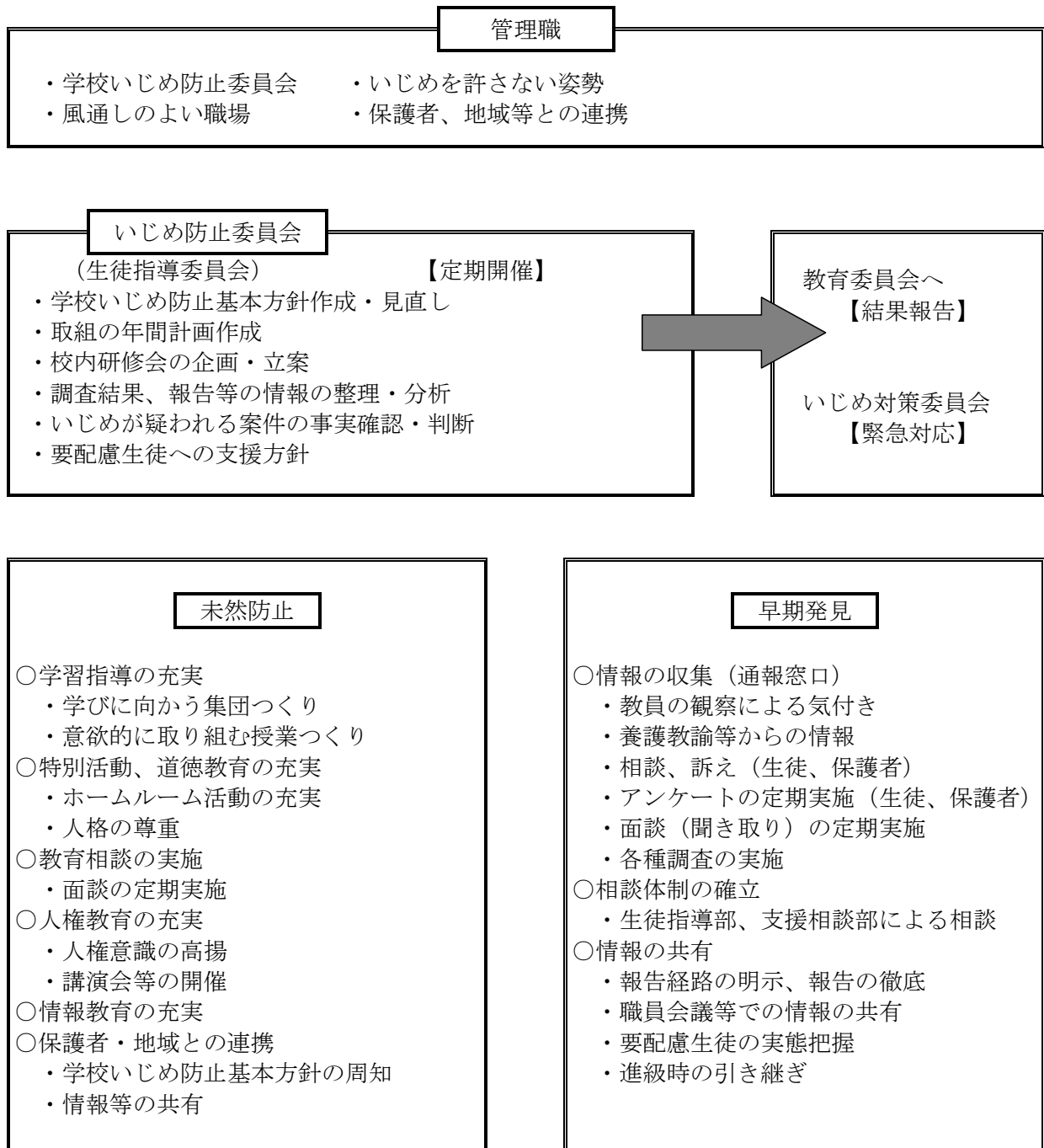
(1) 重大事接とは

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
- イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

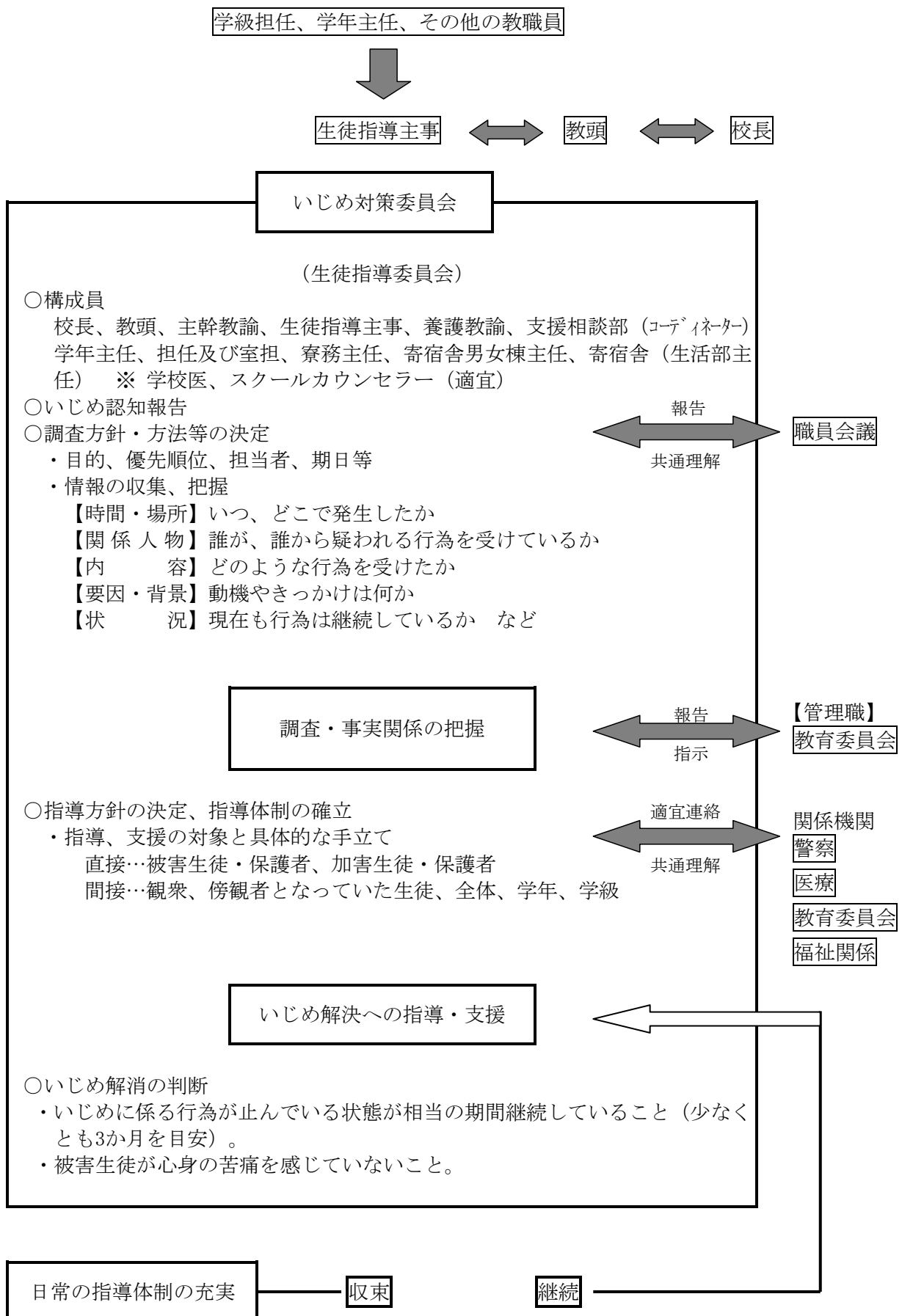
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめの認知・発見【重大事態を含む】



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。周囲の教員目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが必要である。

場 面	サ イ ン
登下校時 S H R 等	・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・視線が合わず、うつむくことが多い。 ・体調不良を訴えるが増える。 ・忘れ物が急に増える。提出物が遅れる。 ・表情が暗く、元気がない。 ・一人で登下校することが多くなった。
授業中	・保健室、トイレ等、教室から出て行こうとする回数が増える。 ・教科書、ノート、持ち物等に不自然な汚れがある。 ・机周りが散乱している。
休み時間等	・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけあっているが表情がさえないことが多い。 ・衣服が乱れている、汚れ、傷み等がある。 ・一人でいるが増える。 ・体に擦り傷やあざがある。 ・けがをしている理由を曖昧にする。 ・交友関係が変わった。
その他 放課後等	・掃除のゴミ捨て等、人の嫌がる仕事をしている。 ・一人で部活動の準備や片づけをしている。 ・部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 ・部活動の話題を避ける。
寄宿舍	・持ち物がなくなる。 ・生活のリズムが乱れる。 ・体に傷やあざがある。 ・部屋から出てこなくなる。

2 いじめている生徒のサイン

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしていることが多い。
- ・ある生徒にだけ、周囲が以上に気を遣っている。
- ・教職員が近づくと不自然に分散することがある。
- ・自己中心的な行動が目立つ。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内あるいは清掃時の特別教室などがいじめの場所となることが多い。教職員が教室、廊下の巡回などでサインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・特定の生徒に対して、近くに行くことを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。筆記用具がよくなる。
- ・机、いす、持ち物に落書きがある。

2 家庭でのサイン

朝 (登校前)	・朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 ・体調不良を訴え、学校を休みたがる。 ・遅刻や早退が増えた。 ・食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
夕 (登校後)	・受信したメールをこそこそ見たり、メールをしたがらなくなる。 ・友人からの誘いを断ったり、電話に出なくなったりする。 ・友人が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出ようとしなくなる。 ・理由のはっきりしない服の汚れがある。 ・ケータイ電話やメールの着信音におびえる（不審な電話やメールがある）。 ・遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されている。 ・家の品物やお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがる。
夜 (就寝前)	・クラスや友達のことでの不平・不満を口にすることが増えた。 ・理由のはっきり言わないあざや傷あとがある。 ・食欲不振、体調不良を訴える。 ・表情が暗く、家族との会話も少なくなった（学校や友達の話が減った）。 ・ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 ・パソコンやスマホをいつも気にしている。
夜間 (就寝後)	・学校で使う持ち物がなくなる、壊れていることが増える。落書きをされている。 ・服が汚れていたり、破れていたりする。 ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続く。

別紙 5

取組の年間計画（一部 H29 実績）

月	いじめ防止委員会	未然防止・早期発見の取組	保護者や地域との連携
4	・定期的に開催（生徒指導委員会） ・校内研修①「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	・生徒、保護者への相談窓口の周知 ・全教職員による実態把握と取組の実施【通年】 ・全校集会	・入学式、PTA 総会での「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ・全学年保護者懇談(授業参観)
5		・いじめ把握のためのアンケート ・個人面談週間 ・防犯、交通安全教室	・前田中央小との交流（農 1）
6	・校内研修②「いじめの未然防止、早期発見について」等 ・アンケート、個人面談結果をふまえた検証、共通確認		・学校評議員会 ・石狩翔陽高との交流（ｸﾘ3）
7	・アンケート、個人面談結果をふまえた検証、共通確認	・学校生活アンケート ・個人面談週間 ・全校集会	・手稲高校との交流 ・星置養護紅葉山校舎との交流（ｸﾘ3） ・前田中央小との交流（ｸﾘ1） ・夏休み PTA レク
8		・全校集会	
9		・CAP ワークショップ（職員向け） ・CAP ワークショップ（保護者向け）	・あいの里高等支援学校との交流（ｸﾘ） ※ H30は未定
10	・アンケート、個人面談結果をふまえた検証、共通確認	・いじめ把握のためのアンケート ・個人面談週間 ・CAP ワークショップ（1 学年）	・学校評価の配布 ・各学年保護者懇談(授業参観) ・琴似工業高との交流（木工）
11		・CAP ワークショップ（2 学年）	
12	・アンケート、個人面談結果をふまえた検証、共通確認	・学校生活アンケート ・個人面談週間	・学校評議員委員会 ・石狩翔陽高との交流 ・前田中央小との交流(家総 1)
1			・学校評価の集約、周知
2	1 年間の取組の反省	・アンケート等の見直し	・各学年保護者懇談(授業参観)
3			